

添付法令資料 2 :

修復的司法に基づく刑事事件裁判のガイドラインに関する
2024年5月2日付インドネシア共和国最高裁判所規則No. 1 (目次)
同月 7 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 原則、目的及び範囲 (第 2 条ないし第 5 条)
- 第 3 章 修復的司法に基づく刑事事件裁判の手續
 - 第 1 節 通則 (第 6 条)
 - 第 2 節 被害者を生じさせる犯罪行為における修復的司法に基づく刑事事件裁判のガイドライン (第 7 条ないし第 20 条)
- 第 4 章 修復的司法に基づき審理される刑事事件の管理ガバナンス (第 21 条及び第 22 条)
- 第 5 章 終則 (第 23 条)